

○沖縄県障害者施策推進協議会運営要綱

昭和50年9月11日
沖縄県生活福祉部長決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、沖縄県障害者施策推進協議会条例（昭和50年沖縄県条例第16号。以下「条例」という。）第10条の規定に基づき沖縄県障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(会議)

第2条 協議会は、会長が必要と認める時期に開催する。

(委員の構成)

第3条 条例第3条第2項に定める委員の構成は、別紙1のとおりとする。

(代理出席)

第4条 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、条例第3条第2項第1号及び第3号の委員を除いて代理者を出席させることができる。

2 前項の代理者は、委員とみなす。

(議長)

第5条 会長は、会議の議長となり、議事を整理するものとする。

(意見の聴取)

第6条 会長は、必要に応じて適当と認める者の会議への出席を求め意見等を徴することができるものとする。

(会議の経過及び結果の発表)

第7条 会議の経過及び結果の発表は、必要に応じて会長が行うものとする。

(議事録)

第8条 会長は、議事の経過について議事録を作成するものとする。

(幹事会)

第9条 協議会に、条例第8条で定める幹事で構成する幹事会を置く。

2 幹事会に、幹事長を置き、子ども生活福祉部子ども福祉統括監をもって充てる。

3 幹事の構成は、別紙2のとおりとする。

4 幹事会は、幹事長が招集する。

5 幹事会は、会議に提示する事項について協議調整及び会長が特に指示する事項について調査検討を行う。

6 幹事長は、幹事会の議長となり、議事を整理する。

7 前各号に定めるもののほか、幹事会の運営に関し必要な事項は幹事会で定める。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、子ども生活福祉部障害福祉課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、その他必要な事項は、その都度協議会に諮って定めるものとする。

別表1

委員

区分	職名等
障害者	障害者
障害者の自立及び社会参加に関する事業に従事する者	沖縄県社会福祉協議会を代表する者 沖縄県身体障害者福祉協会を代表する者 沖縄県手をつなぐ育成会を代表する者 沖縄県精神保健福祉会を代表する者
学識経験のある者	医師 障害者福祉の知識と経験を有する者
関係行政機関の職員	障害福祉業務を担当する市町村職員 沖縄労働局職業安定部長

別表 2

幹事

職名
沖縄県子ども生活福祉部子ども福祉統括監 沖縄労働局職業安定部職業対策課長 沖縄県市長会事務局長 沖縄県町村会事務局長 沖縄県教育庁県立学校教育課長 沖縄県商工労働部雇用政策課長 沖縄県企画部地域・離島課長 沖縄県企画部市町村課長 沖縄県土木建築部住宅課長 沖縄県保健医療部健康長寿課長 沖縄県子ども生活福祉部福祉政策課長 沖縄県子ども生活福祉部高齢者福祉介護課長 沖縄県子ども生活福祉部青少年・子ども家庭課長 沖縄県子ども生活福祉部障害福祉課長